

東日本大震災の復興を地域から考える

阪神淡路大震災の経験、関西広域連合等の取組みから

大阪市立大学大学院 創造都市研究科

永田 潤子

関西広域連合の取り組み

●2011年3月13日に緊急声明

「被災地対策」「支援物資等の提供」「応援要員の派遣」「避難生活等の受け入れ」を柱に、カウンターパート制で支える。

岩手県：大阪府、和歌山県

宮城県：兵庫県、鳥取県、徳島県

福島県：滋賀県、京都府

これまでの支援実績

(2011年7月25日現在:延べ人数 (現在の派遣人数))

●警察/消防/日本赤十字等

- 警察部隊・・・116,783人 (552人)
- 緊急消防隊(5月13日派遣終了)・・・7,302隊
- DMAT(3月22日派遣終了)・・・365隊
- 日本赤十字社の医療救護班・・・3,456人
(4人)

これまでの支援実績(その2)

●都道府県からの職員派遣

- 福島/岩手/宮城県へ・・・2,903人（15人）
- 避難所対策・・・6,531人（11人）
- 避難所運営支援・・・7,359人（34人）
- 救護所等医療支援・・・6,885人（0人）
- 被災住宅対策・・・1,254人（9人）
- 給水支援・・・102台、441人（0台、0人）
- 教育対策・・・1,375人（0人）
- その他・・・11,993人（80人）

避難者の受け入実績

(2011年7月21日現在)

公営住宅等・・・682世帯（1939人）

府県職員住宅等・・・85世帯（248人）

民間住宅等・・・152世帯（356人）

一時避難所・・・6世帯（19人）

入院患者(透析患者を除く)・・・2人

高齢者関係施設・・・1人

学校(幼児・児童・生徒転入学)・・・504人

復興への支援

- 避難生活に関する支援は7月に入り、大きく減少。
- 6月中旬からは、「まちづくり、建築、土木といった専門職の長期派遣(3ヶ月～半年)」の要請が増えてきている。
今後、増えることが予想できる。

大阪府緊急提言（2011年4月27日）

派遣職員が見た被災地

■被災地支援活動の全体のマネジメントが難しい状況

全国から自治体やボランティアが被災地に支援に入っているが、全体のコントロールがとれていないため、**個別・重複した対応**になっている側面も否めず、せつかくの**支援活動が住民に効果的に届かない**。

■現地自治体機能の喪失

役場機能が失われ、機能回復の目途が立っていない自治体が数多くある。**職員の絶対数が不足**しており、避難者ケアで手一杯。復興への取組が遅々として進まない。

がれき処理、罹災証明の発行等、**被災自治体には、膨大な業務が発生**。また、多くの職員が被災しており、被災自治体だけでは、**とても処理できない**。

■未曾有の災害に際し、既存制度が足かせ

被災者のケア、復興事業への着手にあたり、**既存の制度が壁になり**、煩雑な手続き等、**被災自治体の負担を増大させ**、**復興自体への着手を遅らせる**ことにもなっている。

復興推進の新たな枠組み

○強力な司令塔の設置

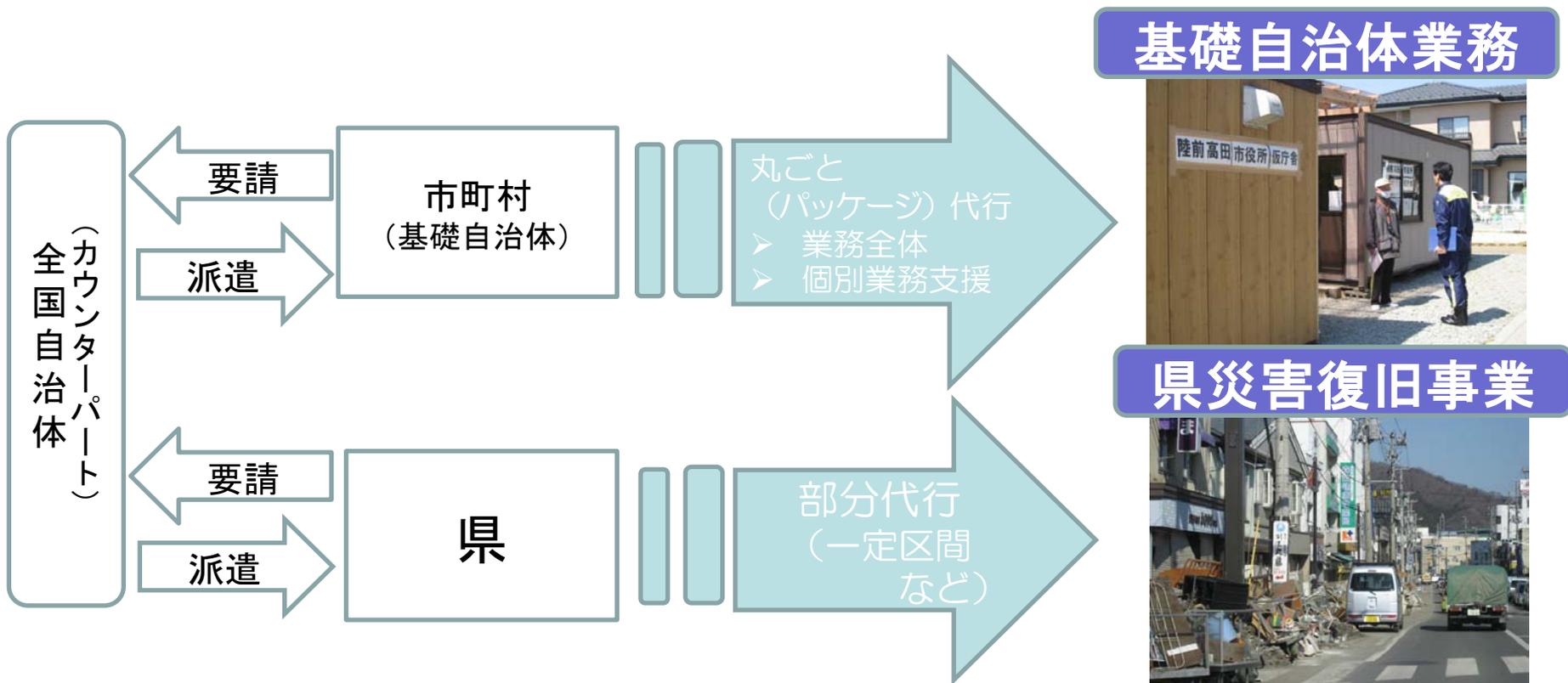
○役場機能の丸ごと代行

○緊急特例措置の導入



● 役場機能の丸ごと代行

- 被災地では、多くの市役所や役場が壊滅的な被害を受け、行政機能そのものが失われるという、地域防災計画では想定されていない事態が発生している。
このため、全国の自治体(支援カウンターパート)によって、被災市町村業務を丸ごと(もしくは事業パッケージごとに)、長期間継続的に代行・支援すべき。
(→このために必要がある場合には、新たな仕組みを導入する。)
- また、県の復旧事業等の一定区間を「復興推進組織」が実施し、県の負担軽減をはかる。



●緊急特例措置の導入

被災県に請求書は送れない！

被災県の応援活動に要した経費は、法律上、応援府県が被災県に求償する（経費の1/2以上は国費）ことになっているが、現実には請求することはありえない。【災害救助法】

応援経費を直接国に求償できる
制度に変更

応援自治体が救助費用は、100%国費として、かつ国に対して直接求償できるような制度を改正

災害査定は、今回の非常事態では迅速な復旧の妨げ！

災害復旧事業では、工事着手前に災害査定を受ける必要。手続きには、時間と労力がかかり肝心の発注が遅れてしまう。【災害復旧事業費国庫負担法】

特例として災害査定は
事後チェックに力点

災害復旧工事の着手可否のチェックは必要最小限とし、実施設計書による事後査定などの方法に変更

府県職員では被災者の本人確認ができない！

被災市町によっては、住民基本台帳を喪失したところがあり、都道府県は、被災市町を通じて本人確認ができない状況。

府県が被災者にサービス等の情報を提供するには、住基ネットを活用することが有効であるが、府県の利用は法令で制限されており、サービスが円滑に行えない。【住民基本台帳法】

臨時的に府県職員も
閲覧できるよう法改正

被災者の本人確認を都道府県でも実施できるよう法改正

阪神・淡路大震災からの復旧・復興

●「阪神・淡路震災復興計画」の策定（平成7年7月）

- 目標年次 2005年（平成17年）
- 対象地域 兵庫県内の災害救助法対象地域である10市10町
- 基本理念 人と自然、人と人、人と社会が調査する「共生社会」づくり
- 基本目標
 - ・21世紀に対応した福祉のまちづくり
 - ・世界に開かれた、文化豊かな社会づくり
 - ・既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり
 - ・災害に強く、安心して暮らせる都市づくり
 - ・多様、ネットワーク型都市圏の形成

●5年後に、震災対策国際総合検証事業を実施し、「阪神・淡路震災復興計画 後期5ヵ年推進プログラム」を策定。

2005年には、「復興10年総括検証・提言事業の実施（創造的復興フォーラム）

生活の復興

- ① 仮説住宅期：仮説住宅から恒久住宅への移行
- ② 恒久住宅移行期：
恒久住宅への移行とコミュニティづくりを応援する
- ③ 本格的な生活復興期
仮説住宅から恒久住宅への完了し、本格的な生活復興を行っていく

被災高齢者の自立支援

被災者の心のケア

地域活動・ボランティア活動の拡がり

復興のまちづくり

- ①住まいの復興
- ②応急仮設住宅の設置と解消
- ③災害復興公営住宅等の入居者負担の軽減
- ④安全・安心なまちづくり
- ⑤復興都市計画事業の推進
- ⑥まちづくりのにぎわいづくり

産業の復興

① 中小企業・商店街の活性化

金融支援、仮設工場等の整備、新商品の開発支援等

② 新産業創造の推進と成長産業の育成

公的資金支援制度、ベンチャーマーケット事業

③ 特区的手法の先駆的な提案と実行

地域再生計画が24件、構造改特別区域計画が16件認定

④ ひょうご経済・雇用活性化プログラム

さまざまな場でなされる復興

東日本大震災からの復興を関西から考える研究会」

- ・阪神・淡路大震災を体験し、今回直接被災していない関西からどのように関わるべきか、関われるのかについて情報交換及び議論
- ・大阪市立大学大学院創造都市研究科の教員、在学生、OB・OGやその知り合いにより構成
- ・参加者同士が東日本大震災とその復興についての情報や意見交換
- ・同じような志をもつ内外のグループとも情報交換を実施
- ・実際の復興支援の活動をしたいと思う人たちのネットワークづくりを支援

全国でも同様に多数の動きがある → 「いかにつなぐか」

芸術文化による復興とその支援策

●アート・サポートセンター神戸

震災直後に、芸術家を中心に設立。

アートの力で文化復興を目指す。

●クリエイティブ・カフェ（大阪市創造都市市民会議）

復興過程においてアートが果たせる役割り、

アーティストにしか果たせない役割り。

知恵やネットワークをつなぐ様々な活動

●復興のタネプロジェクト

Policy ideas for revival of Japan

日本が復興(新興)するための中長期的な政策アイデア募集サイト

- ・幅広い社会課題の解決
- ・国民の声を届ける



復興のタネ

Policy ideas for revival of Japan



おわりに

- ①復興は地域住民が主体で議論し、決定する。
そのために、他の地域はどのような支援ができるか。
- ②組織的(公的)対応・支援と個人の支援・参画の2つから考える。
- ③今回の震災に何を学ぶか。
エネルギー政策、防災対策、コミュニティ・家族、ライフスタイル(含む。購買行動)等。